

第121回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月24日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区芝浦
1丁目2番1号
シーバンスN館
当社東京本社2階会議室

議決権行使書提出期限

平成27年6月23日（火曜日）
午後5時10分まで

目次

第121回定時株主総会招集ご通知 …… 1

提供書面

事業報告 …… 3

連結計算書類 …… 23

計算書類 …… 37

監査報告書 …… 45

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 …… 48

第2号議案 取締役7名選任の件 …… 49

第3号議案 監査役4名選任の件 …… 52

第4号議案 取締役および監査役の
報酬額改定の件 …… 54

第5号議案 取締役賞与支給の件 …… 54

証券コード 8020
平成27年6月3日

株 主 各 位

神戸市中央区伊藤町119番地

兼松株式会社

代表取締役社長 下 嶋 政 幸

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、

平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までに到着

するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.	日 時	平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2.	場 所	東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 当社東京本社2階会議室
3.	目的事項	報告事項 1. 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第121期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容 報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kanematsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 <平成26年4月1日から平成27年3月31日まで>

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、米国経済が緩やかな景気拡大を保つ一方、中国経済は、不動産市況の冷え込みにより景気の拡大ペースが鈍化、欧州では不安定な状態が続いております。また、アジア新興国は景気拡大基調にはあるものの、緩やかなペースとなっております。

わが国経済は、消費税増税以後の個人消費の弱さは残るものの、底堅い雇用・所得環境や好調な企業業績を背景に、景気は緩やかながらも回復基調が続いております。

このような環境のもと、当社グループは当期に創業125周年を迎えました。当社グループでは、引き続き、「未来へ繋ぐ、新たなステージへの飛躍」をテーマとした3カ年の中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）に取り組むとともに、その骨子をさらに強化させ、更なる成長を実現するために、「VISION-130」を策定し、取組みを開始いたしました。VISION-130は、次なるステージとして創業130周年に向けて目指すべき姿を示した5カ年の中期ビジョンであり、「健全な財務体質の維持」と「収益基盤の拡大」の両立を経営目標としております。当期の進捗は次のとおりです。

収益基盤の拡大については、食料分野において、インドネシアのフルーツゼリー製造会社へ出資したほか、現地パートナーと共同で立ち上げた食品加工合弁会社の本格稼働を図るなど、同国の食文化に根ざした事業展開を進めました。ペット関連事業では、ペットフード製造会社の買収や卸売会社の株式追加取得により、バリューチェーンの構築と更なる強化を図りました。また、車載用部品事業では、迅速な部品供給体制を構築し、海外現地製造にも対応できる体制を整えたほか、航空機事業では、民間航空機用循環部品のラインナップを増強し、新たにエアバス社A320型機向け循環部品の取扱いも開始いたしました。さらに、成長著しいセキュリティカメラの販売事業を営む兼松日産農林株式会社の連結子会社化や、兼松エレクトロニクス株式会社による日本オフィス・システム株式会社の完全子会社化を企図した株式追加取得など、グループ内再編にも取り組みました。

健全な財務体質の維持については、収益基盤拡大のための事業投資案件の実行などにより総資産が増加した一方で、利益剰余金の積上げや為替換算調整勘定の良化等により自己資本も増加した結果、当期末の自己資本比率は19.6%となり、前期末比で2.9ポイント改善いたしました。また、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.8倍となり、1倍を切る水準を維持いたしました。

当期の業績につきましても、売上高は、前期比25億57百万円（0.2%）増加の1兆1,170億96百万円となりました。売上総利益は、前期比50億39百万円（5.8%）増加の914億41百万円となり、営業利益は、前期

比23億49百万円（11.9％）増加の221億25百万円となりました。営業外収支は、持分法による投資利益の増加や利息収支の改善等により、前期比 3 億84百万円良化したことから、経常利益は27億35百万円（13.6％）増加の228億95百万円となりました。特別損益は、兼松日産農林株式会社の連結子会社化に伴う特別利益を計上したことなどにより 3 億99百万円の利益となりました。その結果、税金等調整前当期純利益は、前期比42億19百万円（22.1％）増加の232億94百万円となりましたが、当期純利益は、平成27年度税制改正に伴う繰延税金資産の取崩しにより税金費用が増加したことなどから、前期比 3 億29百万円（2.8％）減少の114億70百万円となりました。

（事業セグメント別売上高）

事業セグメント	金額	構成比	前期比増減率
電 子 ・ デ バ イ ス	百万円 276,501	% 24.8	% △0.3
食 料	307,732	27.5	△0.4
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	467,849	41.9	△0.2
車 両 ・ 航 空	59,675	5.3	9.6
そ の 他	5,338	0.5	9.3
合 計	1,117,096	100.0	0.2

（注）セグメント間の取引については相殺消去しております。

(事業セグメント別の業績)

電子・デバイス

電子機器・電子材料事業および半導体部品事業は、全般的に好調でした。中でも、車載関連ビジネスは、国内外における需要の拡大に伴い伸長いたしました。ICTソリューション事業は、企業の積極的なインフラ設備投資を受け、堅調に推移したほか、モバイル事業も好調でした。また、当期に兼松日産農林株式会社を連結子会社化したことにより、同社が営むセキュリティカメラ事業を中心に事業基盤を拡大した結果、セグメント全体で減収増益となりました。

食 料

畜産事業は、需要増を背景に堅調に推移いたしました。食糧事業は、穀物取引、飼料取引ともに順調でした。一方、食品事業は、消費税増税以後の個人消費の落ち込みや円安による輸入仕入価格の上昇等の影響を受け、苦戦した結果、セグメント全体では減収減益となりました。

鉄鋼・素材・プラント

プラントインフラ事業は、東南アジアにおける風力発電プラントの大口受注案件や国内における工作機械・産業機械取引が好調でした。鉄鋼事業は、欧米向けの自動車用特殊鋼取引が堅調に推移した一方、主力の油井管事業では需要の弱さが見受けられました。エネルギー事業は、夏場の需要減や原油価格の下落が影響して苦戦いたしました。その結果、セグメント全体では減収減益となりました。

車両・航空

航空・宇宙事業は、航空機部品取引が好調でした。車両・車載部品事業は、二輪・四輪車用部品取引を中心に全般的に堅調に推移いたしました。その結果、セグメント全体で増収増益となりました。

その他

その他の事業セグメントにおいては、増収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、3ヵ年の中期経営計画の中で重点施策として掲げている「経済環境に左右されない盤石な財務基盤の構築を図る」べく、低コストで安定的な資金調達を基本方針として取り組んでおります。

当期は、適正な負債資本バランスを維持しつつ、間接金融による資金調達を行って参りました。その結果、当期末におけるネット有利子負債残高は676億46百万円と、前期末に比べ3億92百万円減少いたしました。また、手元流動性の確保を図るために十分な規模の現金および現金同等物を保有しつつ、当期は、今後の事業展開に伴う必要資金などに機動的に対応するとともに、資金調達手段の多様化による財務安定性の向上を企図し、社債の発行登録も行っております。

(4) 重要な事業の譲渡・譲受、吸収合併・吸収分割、他の会社の株式その他の持分または新株予約権などの取得・処分

兼松日産農林株式会社

当社は、平成26年12月24日付で兼松日産農林株式会社の株式を追加取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

① 中期経営計画

当社グループでは、「未来へ繋ぐ、新たなステージへの飛躍」をテーマに、3ヵ年の中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）を策定し、推進しております。概要については、次のとおりです。

【基本方針】

- ・創業125周年を迎え、更なる未来へ飛躍すべく、攻めの経営で、揺るぎない成長路線を確立する。
- ・事業創造集団としてのプロフェッショナルな組織・人材を一層強化し、お取引先との共生・発展を図る。
- ・内外のステークホルダーの期待に応えるべく、継続的な企業価値の向上を目指す。

【中期経営計画最終年度（平成28年3月期）目標】（平成26年4月7日公表）

- ・連結経常利益　：220億円
- ・連結当期純利益　：120億円
- ・ネットDER　　：1倍台維持

② 中期ビジョン「VISION-130」

中期経営計画が順調に進捗していることに加えて、復配を実現したことに伴い、当社グループでは、中期経営計画の骨子をさらに強化させ、更なる成長を実現するため、次なるステージとして創業130周年に向けて目指すべき姿を示した5ヵ年の中期ビジョン「VISION-130」を策定し（平成26年5月9日公表）、推進しております。

VISION-130では、改めて、商社の原点、当社の基本理念に立ち返り、「健全な財務体質の維持」と、トレーディングを基盤としたお取引先との共生・発展による「収益基盤の拡大」の両立を経営目標としております。

経営基盤の充実に取り組んだうえで、強みとする事業領域の深化、事業創造のための新規投資などへの「チャレンジ」を通じて、企業価値の向上を図って参ります。

【ありたい姿（Aspiration）】

【事業創造にチャレンジし続ける企業】	
【定量目標】	連結経常利益 250～300億円
	連結当期純利益 150億円（ROE：15%）
	自己資本 1,000億円超（ネットDER：1.0倍台維持）
【定性目標】	利益水準に見合った配当の実施

③ 対処すべき課題

当社は平成11年5月に構造改革計画を発表後、財務体質は大幅に改善し、収益についても安定化が図れましたが、これからの更なる収益伸長のための施策が課題であり、また、投資管理体制およびガバナンスの更なる強化も図っていく必要があると考えております。VISION-130で目指す姿を実現すべく、以下の具体的な取組みを行って参ります。

- 中期経営計画の重点施策を踏襲し、「トレーディングの重視」「効率経営の推進」「お取引先との共生・発展」といった基本方針を維持し、投資リスク管理の高度化やガバナンスの強化を始めとする「経営基盤の充実」を最重要経営課題として推進して参ります。
- そのうえで、「グローバルバリューチェーンの構築」を通じて、トレーディングの付加価値の向上・横展開・深掘りを進め、「新技術・新商品の開拓」、積極的な事業投資・M&Aを融合した「新たな挑戦」に取り組み、収益基盤の拡大を図って参ります。
- 当社グループでは、「ICTソリューション」「モバイル」「アジアの食市場」「北米シェール市場」「グローバル・モータリゼーション」「日系メーカー等の海外進出」などの強みを有する得意分野に注力し、事業の横展開・深掘りを進めて参ります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区分	第118期 (平成24年3月期)	第119期 (平成25年3月期)	第120期 (平成26年3月期)	第121期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高 (百万円)	1,006,365	1,019,232	1,114,539	1,117,096
経常利益 (百万円)	17,752	16,705	20,160	22,895
当期純利益 (百万円)	6,110	9,564	11,799	11,470
1株当たり当期純利益 (円)	14.60	22.80	28.09	27.30
総資産 (百万円)	399,753	399,186	428,459	459,011
純資産 (百万円)	55,992	75,912	96,204	118,731
1株当たり純資産額 (円)	93.16	129.82	170.54	214.10

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。また「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式数により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の 販売およびサービス
兼松日産農林株式会社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック (地盤改良)・木材加工・石油製品事業
兼松トレーディング株式会社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株式会社兼松ケージーケイ	百万円 706	97.84	工作機械・産業機械の販売
兼松ペトロ株式会社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新東亜貿易株式会社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 1,936,575	100.00	商品の輸出入および販売

(注) 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。

(8) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供することによって、お取引先との信頼関係を深め、共に事業創造を追求していく「事業創造集団」として事業を展開しております。

(9) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）

海 外：マニラ支店

② 主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）

兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）

兼松日産農林株式会社（東京都千代田区）

兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）

株式会社兼松ケージーケイ（東京都練馬区）

兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）

新東亜交易株式会社（東京都千代田区）

海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）

Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

(10) 従業員の状況 (平成27年 3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	人 3,339	人 △4
食 料	582	70
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,212	10
車 両 ・ 航 空	205	4
そ の 他	299	172
全 社 (共 通)	365	3
合 計	6,002	255

(注) 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。

(11) 主要な借入先 (平成27年 3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	百万円 19,854
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	14,886
農 林 中 央 金 庫	13,481
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,601
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	11,490

(12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,016,653,604株

(2) 発行済株式総数 422,501,010株 (自己株式1,157,263株を含む)

(3) 株主数 27,174名

(4) 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	千株 16,770	% 3.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,256	3.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,298	3.15
農林中央金庫	12,460	2.95
三井住友海上火災保険株式会社	11,613	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	11,612	2.75
ハイアット	5,435	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,285	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	4,334	1.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	4,329	1.02

(注) 持株比率は自己株式 (1,157,263株) を控除して計算しております。

3 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	下 嶋 政 幸	
代表取締役副社長	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
取締役	村 尾 哲 朗	営業統括、人事総務、企画担当、大阪支社長、名古屋支店長 カネヨウ株式会社 取締役
取締役	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長
取締役	作 山 信 好	財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当 兼松エレクトロニクス株式会社 監査役 日本オフィス・システム株式会社 監査役
取締役	平 井 豊	
監査役（常勤）	岡 本 司	カネヨウ株式会社 監査役
監査役（常勤）	梨 本 文 彦	
監査役	山 田 洋 之 助	弁護士 三菱倉庫株式会社 監査役、三洋貿易株式会社 取締役、 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員
監査役	伊 藤 道 代	

- （注）
1. 取締役 平井 豊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 岡本 司氏および山田洋之助氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
 - ・監査役 岡本 司氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 梨本文彦氏は、国内子会社における代表者として、長年の会社経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 平成26年6月24日付で、監査役 平井 豊氏は辞任いたしました。
 5. 監査役 山田洋之助氏は、平成26年12月18日付で三洋貿易株式会社の監査役から取締役に就任しております。
 6. 社外取締役 平井 豊氏および社外監査役 山田洋之助氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。平成27年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
※ 社長	下 嶋 政 幸	
※ 副社長執行役員	長 谷 川 理 雄	職能統括、監査室担当
※ 専務執行役員	村 尾 哲 朗	営業統括、大阪支社長、名古屋支店長
※ 専務執行役員	郡 司 高 志	鉄鋼・素材・プラント部門長、人事総務担当
常務執行役員	戸 井 田 守 弘	食料部門長
常務執行役員	金 子 哲 哉	システム企画、運輸保険担当
常務執行役員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長
※ 常務執行役員	作 山 信 好	財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当
常務執行役員	谷 川 薫	電子・デバイス部門長、企画担当
常務執行役員	柴 田 和 男	審査担当
常務執行役員	稲 葉 啓 一	中国総代表、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.社長
執行役員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執行役員	森 田 克 己	Kanematsu USA Inc.社長
執行役員	濱 崎 雅 幸	食料部門副部門長、穀物部長
執行役員	平 澤 裕 康	食料部門副部門長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち、社外取締役)	12人 (1人)	228百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5人 (3人)	48百万円 (23百万円)
計	17人	276百万円

(注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬額は月額25百万円以内であります。

(平成15年6月27日 第109回定時株主総会決議)

株主総会決議による監査役の報酬額は月額7百万円以内であります。

(平成6年6月29日 第100回定時株主総会決議)

2. 当事業年度末の取締役は6名(うち社外取締役は1名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成26年6月24日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名および辞任した社外監査役1名が含まれているためであります。

3. 社外取締役 平井 豊氏は、平成26年6月24日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任した後、社外取締役に就任したため、支給額と員数につきましては、社外取締役在任期間は社外取締役に、社外監査役在任期間は社外監査役に含めて記載しております。

4. 報酬等の総額には、平成27年6月24日開催の第121回定時株主総会において付議いたします以下の役員賞与が含まれております。

取締役6名のうち、社外取締役を除く5名 57百万円

5. 上記報酬等の額のほかに、社外監査役1名に対し、子会社より役員報酬として4百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役 岡本 司氏は、カネヨウ株式会社の社外監査役であります。当社とカネヨウ株式会社との間に重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役 山田洋之助氏は、三菱倉庫株式会社の社外監査役、三洋貿易株式会社の社外取締役およびアクティビア・プロパティーズ投資法人の監督役員であります。当社と三菱倉庫株式会社、三洋貿易株式会社およびアクティビア・プロパティーズ投資法人との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、合計20回の取締役会を開催いたしました。このうち、平井 豊氏は取締役就任（平成26年6月24日）後、当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回に出席し、これまで培ってきたビジネス経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行いました。また、岡本 司氏は19回、山田洋之助氏は18回に出席し、付議された議題について意見を表明するなど、監査機能を発揮いたしました。

【監査役会】

当事業年度におきましては、合計17回の監査役会を開催いたしました。このうち、岡本 司氏は17回、山田洋之助氏は16回に出席いたしました。各社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、監査役会の場において必要な発言をいたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である平井 豊氏、社外監査役である岡本 司氏および山田洋之助氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬の額	136百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	382百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準に関連した会計アドバイザリー・サービスに係る報酬および海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 当社の重要な子会社のうち、兼松日産農林株式会社、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、あらた監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。なお、この内容は平成27年5月1日に改正施行された会社法および会社法施行規則（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項および第3項）に則しております。

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

＜われらの信条＞

- ① 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ② 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③ 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。

- ③ 内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④ 法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ② 「文書保管保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保管する。
- ③ 当該「文書保管保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規定」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ② 必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③ 当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規定」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤ 自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ② 経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③ 意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。経営会議には、社外取締役および監査役も出席する。
- ④ 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定する。
- ⑤ 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規定」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。案件審議会には、監査役も出席する。
- ⑥ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦ 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規定」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規定に定める「関係会社運営に関する職務権限明細」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。

- ② 年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③ 当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④ 当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤ 当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥ 当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ② 内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。

- ③ 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④ 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤ 監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ② 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③ 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、内部留保の充実を図りながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。また、配当につきましては、継続的かつ安定的な適正配当の実施を基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株あたり1円50銭とさせていただきました。既に中間期末において、創業125周年の記念配当1円を含む2円50銭の中間配当を実施していることから、年間配当金は1株あたり4円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	366,811
現金及び預金	68,468
受取手形及び売掛金	180,319
リース投資資産	227
有価証券	3
たな卸資産	87,254
短期貸付金	297
繰延税金資産	3,250
その他	27,148
貸倒引当金	△158
固定資産	92,200
有形固定資産	28,931
賃貸用固定資産	183
建物及び構築物	6,469
機械、運搬具及び工具器具備品	6,139
土地	13,755
リース資産	1,504
建設仮勘定	879
無形固定資産	14,725
のれん	6,063
その他	8,661
投資その他の資産	48,543
投資有価証券	38,372
長期貸付金	2,134
固定化営業債権	765
退職給付に係る資産	199
繰延税金資産	3,643
その他	6,098
貸倒引当金	△2,671
資産合計	459,011

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流動負債	252,347
支払手形及び買掛金	116,567
輸入荷為替手形	32,530
短期借入金	61,688
リース債務	638
未払法人税等	2,492
繰延税金負債	1
資産除去債務	107
その他	38,322
固定負債	87,931
長期借入金	74,426
リース債務	1,286
繰延税金負債	488
退職給付に係る負債	5,137
役員退職慰労引当金	367
資産除去債務	810
その他	5,414
負債合計	340,279
(純 資 産 の 部)	
株主資本	99,906
資本金	27,781
資本剰余金	27,502
利益剰余金	44,845
自己株式	△222
その他の包括利益累計額	△9,805
その他有価証券評価差額金	4,020
繰延ヘッジ損益	559
土地再評価差額金	104
為替換算調整勘定	△14,687
退職給付に係る調整累計額	198
少数株主持分	28,630
純資産合計	118,731
負債純資産合計	459,011

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,117,096
売上原価		1,025,655
売上総利益		91,441
販売費及び一般管理費		69,315
営業利益		22,125
営業外収益		
受取利息	414	
受取配当金	1,118	
持分法による投資利益	1,145	
為替差益	1,835	
その他	1,358	5,872
営業外費用		
支払利息	2,949	
その他	2,153	5,103
経常利益		22,895
特別利益		
有形固定資産売却益	70	
投資有価証券売却益	106	
関係会社整理益	84	
段階取得に係る差益	1,123	1,385
特別損失		
固定資産処分損	138	
減損損失	580	
投資有価証券売却損	62	
投資有価証券評価損	29	
関係会社貸倒引当金繰入額	174	985
税金等調整前当期純利益		23,294
法人税、住民税及び事業税	5,378	
法人税等調整額	3,547	8,925
少数株主損益調整前当期純利益		14,369
少数株主利益		2,898
当期純利益		11,470

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	27,781	27,493	35,737	△321	90,690
会計方針の変更による累積的影響額			△681		△681
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,781	27,493	35,055	△321	90,008
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,680		△1,680
当 期 純 利 益			11,470		11,470
自 己 株 式 の 取 得				△13	△13
自 己 株 式 の 処 分		8		155	164
連 結 範 囲 の 変 動				△42	△42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	8	9,789	99	9,897
当 期 末 残 高	27,781	27,502	44,845	△222	99,906

	その他の包括利益累計額						少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,743	△18	104	△20,758	△104	△19,033	24,547	96,204
会計方針の変更による累積的影響額							△155	△837
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,743	△18	104	△20,758	△104	△19,033	24,391	95,367
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△1,680
当 期 純 利 益								11,470
自 己 株 式 の 取 得								△13
自 己 株 式 の 処 分								164
連 結 範 囲 の 変 動								△42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,277	577	△0	6,071	302	9,228	4,238	13,466
当 期 変 動 額 合 計	2,277	577	△0	6,071	302	9,228	4,238	23,364
当 期 末 残 高	4,020	559	104	△14,687	198	△9,805	28,630	118,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1－1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

- ① 連結子会社の数 89社
- ② 主要な連結子会社の名称
兼松エレクトロニクス(株)、兼松コミュニケーションズ(株)、兼松日産農林(株)、兼松トレーディング(株)、
(株)兼松ケージーケー、兼松ペトロ(株)、新東亜交易(株)、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.
なお、当連結会計年度において、株式の追加取得、新規設立、新規取得等により新たに11社を連結の範囲に
含め、清算、合併により4社を連結の範囲から除外いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- ① 主要な非連結子会社の名称
KANEMATSU AMERICA DO SUL IMPORTACAO E EXPORTACAO LTDA.他
- ② 連結の範囲から除いた理由
総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも小規模会社であり、
かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

1－2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

(非連結子会社)

- ① 持分法を適用した非連結子会社の数 2社
- ② 主要な会社等の名称
KANEMATSU AMERICA DO SUL IMPORTACAO E EXPORTACAO LTDA.他

(関連会社)

- ① 持分法を適用した関連会社の数 26社
- ② 主要な会社等の名称
ホクシン(株)、カネヨウ(株)、カンタツ(株)
なお、当連結会計年度において、新規設立、追加取得、新規取得等により新たに5社を持分法適用の範囲に含め、
株式の追加取得による連結子会社への移行、売却により2社を持分法適用の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

- ① 持分法を適用しない非連結子会社の名称
Kanematsu Iran Ltd.
- ② 持分法を適用しない関連会社の名称
メモレックスリース(株)他
- ③ 持分法を適用しない理由
当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、
全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社は26社であります。

連結計算書類の作成にあたっては、26社のいずれも連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、当該子会社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、決算日が12月31日であった連結子会社3社については、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しており、当連結会計年度は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの15ヵ月間を連結しております。

1-3 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券…償却原価法によっております。
- ・その他有価証券

時価のあるもの…主として決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づいて合理的に見積もることのできる当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては特例処理によっております。また、一部の連結子会社において、為替予約取引のうち、適用要件を満たすものについては振当処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

商品関連…商品先物取引、商品先渡取引

為替関連…為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

金利関連…金利スワップ取引、金利オプション取引

(ヘッジ対象)

商品関連…商品売買に係る予定取引

為替関連…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

金利関連…借入金

・ヘッジ方針

当社および一部の連結子会社は、内部規程に基づき、営業活動および財務活動における商品の価格変動リスク、為替変動リスクおよび金利変動リスク等の市場リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のそれぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、相関関係を検証する方法によっております。

・その他

取引部門とは独立した管理部門により管理を行っております。また、規程による所定の報告を定期的に行っております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当社の過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。なお、一部の連結子会社の過去勤務費用については、発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑥ のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

なお、平成22年4月1日より前に実施された企業結合等により生じた負ののれんについては、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で定額法により償却しております。

1-4 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が797百万円増加し、利益剰余金が681百万円、少数株主持分が155百万円、それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ85百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社および一部の国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社グループが国内外における事業買収等を進めてきた結果、定額法を採用する会社の相対的重要性が高まったことを受けて、保有する有形固定資産の使用状況を詳細に調査した結果、資産の経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると予測されたため、より実態に則した定額法へ変更したものです。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

預 金	3百万円
受取手形及び売掛金	303百万円
建物及び構築物	383百万円
土 地	525百万円
計	1,215百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,150百万円
保証債務	1百万円
計	1,151百万円

(注) 上記のほか、預金3百万円、投資有価証券3,140百万円を取引保証および信認金等の代用として、差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,443百万円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入金等に対し、債務保証を行っております。

P.T. Century Textile Industry	1,082百万円
(株)グロスディー	470百万円
門司港サイロ(株)	212百万円
その他	950百万円
計	2,716百万円

(4) 受取手形割引高 3,229百万円

受取手形裏書譲渡高 128百万円

(5) たな卸資産の内訳

商品及び製品	84,240百万円
販売用不動産	61百万円
原材料及び貯蔵品	2,125百万円
仕掛品	828百万円
計	87,254百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

422,501,010株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年5月26日取締役会	普通株式	632百万円	1.50円	平成26年3月31日	平成26年6月5日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	1,053百万円	2.50円	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(注) 平成26年10月31日取締役会決議における1株当たり配当額2円50銭には、当社創業125周年記念配当1円を含んでおります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年5月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	632百万円	1.50円	平成27年3月31日	平成27年6月4日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）等であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは当社の規程・運用方針に従い、原則として実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（※１）	時 価（※１）	差 額
① 現金及び預金	68,468	68,468	－
② 受取手形及び売掛金	180,319		
貸倒引当金（※２）	△158		
	180,160	180,160	－
③ 有価証券	3	3	△0
④ 短期貸付金	297	297	－
⑤ 投資有価証券	15,650	16,071	420
⑥ 長期貸付金	2,134		
貸倒引当金（※２）	△1,733		
	400	400	－
⑦ 固定化営業債権	765		
貸倒引当金（※２）	△751		
	14	14	－
資産計	264,995	265,416	420
⑧ 支払手形及び買掛金	(116,567)	(116,567)	－
⑨ 輸入荷為替手形	(32,530)	(32,530)	－
⑩ 短期借入金	(61,688)	(61,688)	－
⑪ 未払法人税等	(2,492)	(2,492)	－
⑫ 長期借入金	(74,426)	(74,636)	△210
負債計	(287,705)	(287,915)	△210
デリバティブ取引（※３）	2,407	2,407	－

（※１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※２）受取手形及び売掛金、長期貸付金、固定化営業債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、④ 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券、⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑥ 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、時価が帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑦ 固定化営業債権

固定化営業債権については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、担保、保証および取引信用保険による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

⑧ 支払手形及び買掛金、⑨ 輸入荷為替手形、⑩ 短期借入金、⑪ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

通貨関連の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっております。また、一部の連結子会社において為替予約等の振当処理を行っているものについては、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理しているため、その時価は、当該債権債務の時価に含めて記載しております。

商品関連の時価については、期末日現在の取引所等の最終価格により算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑫参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額20,560百万円）、出資金（連結貸借対照表計上額2,161百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑤ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	214.10円
(2) 1 株当たり当期純利益	27.30円

6. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 兼松日産農林㈱

事業の内容 セキュリティ機器事業、ジオテック（地盤改良）事業、木材加工事業、石油製品事業

② 企業結合を行った主な理由

両社の資本関係をより強固なものとし、グループとしての意思決定および戦略実行の迅速化を図るとともに、兼松日産農林㈱が営む複数事業のうち、既存のカメラ事業と当社の電子・デバイス部門との協業を図ることにより、兼松日産農林㈱および当社グループのより一層の事業基盤強化と企業価値の向上に資するものと判断したためであります。

③ 企業結合日

平成26年12月24日（株式取得日）

平成26年12月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得（公開買付け）

⑤ 結合後企業の名称

兼松日産農林㈱

⑥ 取得した議決権比率

企業結合の直前に所有していた議決権比率	32.1%
---------------------	-------

企業結合日に取得した議決権比率	18.9%
-----------------	-------

取得後の議決権比率	51.0%
-----------	-------

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年1月1日から平成27年3月31日までの業績が含まれております。また、平成26年12月31日をみなし取得日として連結しているため、被取得企業の平成26年4月1日から平成26年12月31日までの業績は、持分法による投資利益に含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価

企業結合直前に保有していた兼松日産農林株式の企業結合日における時価	2,661百万円
-----------------------------------	----------

企業結合日に追加取得した兼松日産農林株式の時価	1,567百万円
-------------------------	----------

取得に直接要した費用	74百万円
------------	-------

取得原価	4,302百万円
------	----------

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	1,123百万円
-----------	----------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

① 発生したのれん金額

1,644百万円

② 発生原因

取得原価が取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	4,891百万円
固定資産	3,260百万円
資産合計	8,151百万円
流動負債	2,427百万円
固定負債	511百万円
負債合計	2,938百万円

共通支配下の取引等

子会社における株式の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

結合企業の名称 兼松エレクトロニクス㈱

事業の内容 IT（情報通信技術）を基盤に企業の情報システムに関する設計・構築、運用サービスおよびシステムコンサルティングとITシステム製品およびソフトウェアの販売、賃貸・リース、保守および開発・製造、労働者派遣事業

被結合企業の名称 日本オフィス・システム㈱（兼松エレクトロニクス㈱の連結子会社）

事業の内容 情報サービス事業、システム販売事業

② 企業結合日

平成27年3月26日（株式取得日）

平成27年3月31日（みなし取得日）

③ 企業結合の法的形式

少数株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

日本オフィス・システム㈱

⑤ その他取引の概要に関する事項

兼松エレクトロニクス㈱の完全子会社とすることを目的として、日本オフィス・システム㈱の株式を公開買付により追加取得したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価およびその内訳

取得の対価 現金及び預金	1,839百万円
取得に直接要した費用	107百万円
取得原価	1,946百万円

② 発生したのれんの金額

981百万円

③ 発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

④ 償却の方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

計算書類

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額
流動資産	161,042
現金及び預金	10,491
受取手形	3,769
売掛金	74,465
有価証券	3
たな卸資産	41,348
前渡金	4,686
前払費用	572
繰延税金資産	924
短期貸付金	25
関係会社短期貸付金	13,264
未収入金	5,653
デリバティブ債権	2,961
その他	2,892
貸倒引当金	△16
固定資産	117,852
有形固定資産	5,115
建物	483
構築物	7
機械及び装置	51
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	123
土地	3,818
リース資産	617
建設仮勘定	3
無形固定資産	439
ソフトウェア	233
電話加入権	7
その他	197
投資その他の資産	112,297
投資有価証券	14,483
関係会社株式	86,170
関係会社社債	1,000
出資金	1,457
関係会社出資金	4,225
長期貸付金	1,583
従業員に対する長期貸付金	53
関係会社長期貸付金	8,023
固定化営業債権	421
長期前払費用	1
繰延税金資産	3,319
その他	1,535
貸倒引当金	△9,977
資産合計	278,894

科 目 (負債の部)	金 額
流動負債	127,906
支払手形	2,421
輸入荷為替手形	40,792
買掛金	37,143
短期借入金	27,506
リース債務	140
未払金	7,317
未払費用	601
未払法人税等	756
前受金	6,809
預り金	3,868
前受収益	67
デリバティブ債務	365
その他	115
固定負債	75,629
長期借入金	72,940
リース債務	539
退職給付引当金	820
関係会社事業損失引当金	1,031
資産除去債務	139
その他	158
負債合計	203,536
(純資産の部)	
株主資本	71,694
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	17,180
利益準備金	131
その他利益剰余金	17,048
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	15,212
自己株式	△154
評価・換算差額等	3,664
その他有価証券評価差額金	2,992
繰延ヘッジ損益	671
純資産合計	75,358
負債純資産合計	278,894

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		475,249
売上原価		457,584
売上総利益		17,664
販売費及び一般管理費		13,524
営業利益		4,140
営業外収益		
受取利息	452	
受取配当金	6,778	
為替差益	1,755	
その他	606	9,593
営業外費用		
支払利息	2,462	
その他	774	3,236
経常利益		10,497
特別利益		
有形固定資産売却益	52	52
特別損失		
固定資産処分損	8	
減損損失	91	
投資有価証券売却損	13	
投資有価証券評価損	24	
関係会社整理損	65	
関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額	168	371
税引前当期純利益		10,178
法人税、住民税及び事業税	△693	
法人税等調整額	3,009	2,315
当期純利益		7,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	9,945	11,913	△141	66,439
会計方針の変更による累積的影響額							△909	△909		△909
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	9,035	11,003	△141	65,529
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,685	△1,685		△1,685
当 期 純 利 益							7,862	7,862		7,862
自 己 株 式 の 取 得									△13	△13
自 己 株 式 の 処 分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	0	－	－	6,177	6,177	△12	6,164
当 期 末 残 高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	15,212	17,180	△154	71,694

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,214	△85	1,129	67,569
会計方針の変更による累積的影響額				△909
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,214	△85	1,129	66,659
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,685
当 期 純 利 益				7,862
自 己 株 式 の 取 得				△13
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,777	756	2,534	2,534
当 期 変 動 額 合 計	1,777	756	2,534	8,699
当 期 末 残 高	2,992	671	3,664	75,358

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ・満期保有目的の債券…償却原価法によっております。
- ・子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券

時価のあるもの…期末日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

1-3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社で発生した損失等により生じる将来の資金負担に備えるために、相手先の財政状況を勘案し、個別に設定した負担見込額を計上しております。

1－4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

商品関連…商品先物取引、商品先渡取引

為替関連…為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

金利関連…金利スワップ取引、金利オプション取引

(ヘッジ対象)

商品関連…商品売買に係る予定取引

為替関連…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

金利関連…借入金

③ ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、営業活動および財務活動における商品の価格変動リスク、為替変動リスクおよび金利変動リスク等の市場リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のそれぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、相関関係を検証する方法によっております。

⑤ その他

取引部門とは独立した管理部門により管理を行っております。また、規程による所定の報告を定期的に行っております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

1－5 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が909百万円増加し、繰越利益剰余金が909百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ42百万円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(2) 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社グループが国内外における事業買収等を進めてきた結果、定額法を採用する会社の相対的重要性が高まったことを受けて、保有する有形固定資産の使用状況を詳細に調査した結果、資産の経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると予測されたため、より実態に則した定額法へ変更したものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

預 金	3百万円
-----	------

② 担保に係る債務

保証債務	1百万円
------	------

(注) 上記のほか、投資有価証券3,140百万円を取引保証および信託金等の代用として、差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,879百万円

(3) 保証債務

次の各社の金融機関等からの借入金および商取引に対し、保証を行っております。

Kanematsu USA Inc.	6,248百万円
--------------------	----------

兼松ペトロ(株)	3,085百万円
----------	----------

KG Agri Products, Inc.	2,134百万円
------------------------	----------

新東亜交易(株)	1,484百万円
----------	----------

P.T. Century Textile Industry	1,082百万円
-------------------------------	----------

その他	2,035百万円
-----	----------

計	16,070百万円
---	-----------

(4) 受取手形割引高

6,155百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	20,894百万円
--------	-----------

短期金銭債務	28,472百万円
--------	-----------

長期金銭債務	566百万円
--------	--------

(6) たな卸資産の内訳

商品及び製品	33,855百万円
--------	-----------

販売用不動産	61百万円
--------	-------

未着商品	6,859百万円
------	----------

仕掛品	573百万円
-----	--------

計	41,348百万円
---	-----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	92,526百万円
仕入高	94,853百万円
営業取引以外の取引高	7,975百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	1,157,263株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主たる原因は、貸倒引当金損金算入限度超過額、税務上の繰越欠損金および投資有価証券評価損否認額等であり、評価性引当額を控除しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物の一部については、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース契約のため、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 8	科 目	期末残高 (注) 8
子会社	兼松ペトロ(株)	(所有) 直接：100.00%	当社仕入・販売先 資金の援助 役員の兼任	債務保証(注) 1	3,085	—	—
				保証料の受入(注) 1	32	未 収 収 益	7
	兼松油槽(株)	(所有) 直接：100.00%	当社保管受渡業務 の委託先 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 2	—	短 期 貸 付 金	3,400
				利息の受取(注) 2	56	—	—
	麻生観光開発(株)	(所有) 直接：100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 3	—	長 期 貸 付 金	6,793
				利息の受取(注) 3	19	—	—
	Kanematsu USA Inc.	(所有) 直接：100.00%	海外現地法人 当社仕入・販売先 役員の兼任	商品の販売(注) 4	24,537	売 掛 金	4,722
				商品の仕入(注) 5	58,770	輸入荷為替手形 および買掛金	15,506
				債務保証(注) 6	6,248	—	—
				保証料の受入(注) 6	92	未 収 入 金	24
	Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	(所有) 直接：100.00%	海外現地法人 当社仕入・販売先 資金の援助 役員の兼任	商品の仕入(注) 7	7,503	輸入荷為替手形 および買掛金	3,320

＜取引条件および取引条件の決定方針等＞

- (注) 1. 債務保証は同社の商取引に対し、保証を行ったものであり、取引実勢を勘案して保証料を決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利をベースに貸付利率を決定しております。
3. 資金の貸付のうち、980百万円については市場金利をベースに貸付利率を決定しておりますが、5,813百万円については無利息としております。
4. 商品の販売については、市場実勢価格を勘案して価格を決定しております。
5. 商品の仕入については、市場実勢価格を勘案して価格を決定しております。
6. 債務保証は同社の借入金に対し、保証を行ったものであり、取引実勢を勘案して保証料を決定しております。
7. 商品の仕入については、市場実勢価格を勘案して価格を決定しております。
8. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

なお、子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計7,873百万円の貸倒引当金および1,031百万円の関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度において合計168百万円の関係会社貸倒及び事業損失引当金繰入額を計上しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	178.85円
(2) 1株当たり当期純利益	18.66円

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月19日

兼松株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 本 昌 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 矢 野 貴 詳 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月19日

兼松株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 山 本 昌 弘 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 矢 野 貴 詳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岡 本 司	Ⓔ
常勤監査役	梨 本 文 彦	Ⓔ
社外監査役	山 田 洋之助	Ⓔ
監査役	伊 藤 道 代	Ⓔ

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条第2項および第32条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第25条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 現行定款および変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、取締役会および執行役員	第4章 取締役、取締役会および執行役員
第25条（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第25条（取締役の責任免除） （現行どおり）
2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。	2 当会社は、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第32条（監査役の責任免除） 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第32条（監査役の責任免除） （現行どおり）
2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。	2 当会社は、 <u>監査役</u> との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度まで責任を限定する旨の契約を締結することができる。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役会の監督機能強化のため社外取締役に1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
1	しも じま まさ ゆき 下 嶋 政 幸 （昭和26年8月6日） 所有する当社株式の数 103,000株	昭和49年4月 当社入社 平成7年7月 兼松米国会社副社長就任 平成12年7月 東京本社IT統括室長 平成14年6月 兼松米国会社取締役社長就任 平成18年6月 当社取締役就任 平成21年6月 常務取締役就任 平成22年4月 取締役社長就任 現在に至る
2	は せ がわ まさ お 長 谷 川 理 雄 （昭和30年4月20日） 所有する当社株式の数 4,000株	昭和54年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 資産運用業務部長 平成17年5月 オランダ東京三菱銀行（現オランダ三菱東京UFJ銀行） 頭取就任 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員就任 オランダ三菱東京UFJ銀行頭取 平成20年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 総合リスク管理部長 平成22年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務取締役就任 平成24年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 取締役副社長就任 平成26年6月 同社取締役副社長退任 当社顧問 取締役 副社長執行役員就任 現在に至る （現担当業務） 職能統括、監査室担当

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
3	ぐん じ たか し 郡 司 高 志 （昭和33年7月20日） 所有する当社株式の数 43,000株	昭和57年 4 月 当社入社 平成10年 4 月 兼松イラン会社取締役社長就任 平成17年 6 月 東京本社鉄鋼貿易部長 平成22年 2 月 東京本社鉄鋼貿易部長 兼 鉄鋼統括室長 平成22年 4 月 執行役員就任 平成22年 6 月 取締役就任 平成25年 6 月 常務取締役就任 平成26年 6 月 取締役 専務執行役員就任 現在に至る （現担当業務） 鉄鋼・素材・プラント部門長、人事総務担当
4	た に が わ かおる 谷 川 薫 （昭和33年9月24日） 所有する当社株式の数 17,000株 新任	昭和56年 4 月 当社入社 平成11年 7 月 東京本社電子機器部第二課長 平成16年 7 月 兼松米国会社サマセット支店長 平成20年 1 月 東京本社情報・産業電子部長 平成22年 6 月 兼松コミュニケーションズ株式会社に出向 同社取締役就任 平成23年 4 月 当社東京本社企画部長 平成23年 6 月 兼松コミュニケーションズ株式会社取締役退任 平成25年 6 月 当社取締役就任 平成26年 6 月 執行役員制度拡充に伴い取締役退任 常務執行役員就任 現在に至る （現担当業務） 電子・デバイス部門長、企画担当 （重要な兼職の状況） 兼松エレクトロニクス株式会社 取締役
5	さく やま のぶ よし 作 山 信 好 （昭和35年8月20日） 所有する当社株式の数 31,000株	昭和59年 4 月 当社入社 平成11年10月 東京本社財務部資金課長 平成17年 7 月 東京本社主計部長 平成22年 7 月 東京本社主計部長 兼 財務部長 平成24年 6 月 取締役就任 平成26年 6 月 取締役 常務執行役員就任 現在に至る （現担当業務） 財務、主計、営業経理、法務コンプライアンス担当 （重要な兼職の状況） 兼松エレクトロニクス株式会社 監査役 日本オフィス・システム株式会社 監査役

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）
6	ひら い ゆたか 平 井 豊 （昭和20年11月11日） 所有する当社株式の数 0株 社外取締役候補者	昭和45年 4 月 大福機工株式会社（現株式会社ダイフク）入社 平成13年 6 月 株式会社ダイフク取締役就任 平成15年 4 月 同社常務取締役就任 平成16年 4 月 同社専務取締役就任 平成18年 4 月 同社取締役副社長就任 平成23年 6 月 当社監査役就任 平成26年 6 月 取締役就任 現在に至る
7	かた やま せい いち 片 山 誠 一 （昭和18年4月18日） 所有する当社株式の数 0株 新任 社外取締役候補者	昭和46年 4 月 神戸商科大学助手 昭和55年 9 月 エバーグリーン州立大学客員教授 昭和62年 4 月 神戸商科大学教授 平成 5 年12月 神戸大学経済経営研究所教授 平成12年 4 月 同経済経営研究所所長 平成19年 3 月 神戸大学定年退職 平成19年 4 月 同名誉教授 現在に至る 愛知学院大学商学部教授 平成25年 4 月 同経済学部教授 平成26年 4 月 同経済学部客員教授 現在に至る （重要な兼職の状況） 神戸大学名誉教授、愛知学院大学客員教授

- （注） 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 平井 豊氏および片山誠一氏は社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 平井 豊氏は、当社の社外取締役として、長年にわたるビジネス経験と幅広い見識をもとに経営への助言や業務執行に対する適切な助言をいただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 片山誠一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、経済学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 平井 豊氏の社外監査役としての在任期間は3年であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- (1) 当社と平井 豊氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (2) 当社と片山誠一氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 平井 豊氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
- また、片山誠一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 梨本文彦、山田洋之助および伊藤道代の各氏は任期満了となり、岡本 司氏は辞任されますので、改めて監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、小川莊平氏は、退任監査役 岡本 司氏の補欠として選任をお願いする候補者であります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1	なしもとふみひこ 梨本文彦 （昭和28年4月3日） 所有する当社株式の数 31,000株	昭和51年4月 兼松セミコンダクター株式会社入社 平成2年3月 同社取締役就任 平成7年10月 同社常務取締役就任 平成9年4月 同社専務取締役就任 平成10年4月 同社取締役副社長就任 平成11年4月 同社取締役社長就任 平成13年4月 兼松デバイス株式会社（社名変更）専務取締役就任 セミコンダクターカンパニープレジデント 平成15年10月 合併により当社執行役員就任 デバイスカンパニーカンパニープレジデント 平成16年6月 取締役就任 平成24年6月 監査役就任 現在に至る
2	おがわそうへい 小川莊平 （昭和36年4月26日） 所有する当社株式の数 0株 新任 社外監査役候補者	昭和59年4月 農林中央金庫入庫 平成15年12月 同庫青森支店長 平成18年2月 同庫農林部副部長 平成19年1月 同庫総合企画部副部長 平成19年9月 同庫総合企画部副部長 兼 グループ戦略室長 平成21年4月 同庫総合企画部主任考査役 平成21年7月 同庫大分支店長 平成23年7月 同庫JASTEM新システム対策部長 平成25年6月 同庫業務監査部長 兼 主任業務監査役 現在に至る

候補者番号	氏 名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
3	や ま だ よ う の す け 山 田 洋 之 助 (昭和34年5月2日) 所有する当社株式の数 1,680株 社外監査役候補者	平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 平成元年10月 山田法律事務所入所 平成17年5月 山田・合谷・鈴木法律事務所入所 平成18年6月 当社監査役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士 三洋貿易株式会社 取締役 三菱倉庫株式会社 監査役 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員
4	み や ち つかさ 宮 地 主 (昭和21年4月3日) 所有する当社株式の数 0株 新任 社外監査役候補者	昭和45年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和60年8月 同社員就任 平成元年8月 中央新光監査法人代表社員就任 平成9年6月 中央監査法人理事および大阪事務所長就任 平成12年5月 中央青山監査法人理事退任 平成16年6月 同大阪事務所長退任 平成19年7月 みず監査法人退職 平成19年8月 宮地公認会計士事務所開業 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小川荘平氏、山田洋之助氏、および宮地 主氏は社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 小川荘平氏は、これまで培ってきた経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 山田洋之助氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験などを当社の監査に生かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 宮地 主氏につきましては、これまで公認会計士として培ってきた会計に関する専門的な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 山田洋之助氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年であります。
5. 小川荘平氏は、当社の主要取引銀行である農林中央金庫の業務執行者であります。本年6月23日をもって同庫を退職される予定であります。
6. 監査役との責任限定契約について
- (1) 当社と山田洋之助氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (2) 当社と小川荘平氏および宮地 主氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。さらに、本議案および第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、梨本文彦氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 山田洋之助氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
- また、宮地 主氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、取締役については平成15年6月27日開催の第109回定時株主総会において月額25百万円以内、監査役については平成6年6月29日開催の第100回定時株主総会において月額7百万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の社会情勢の変化および諸般の事情を考慮いたしまして、現行の月額を年額に換算し、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬とし、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬額を年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額84百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は4名であり、第2号議案、第3号議案をご承認いただきますと取締役は7名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名となります。

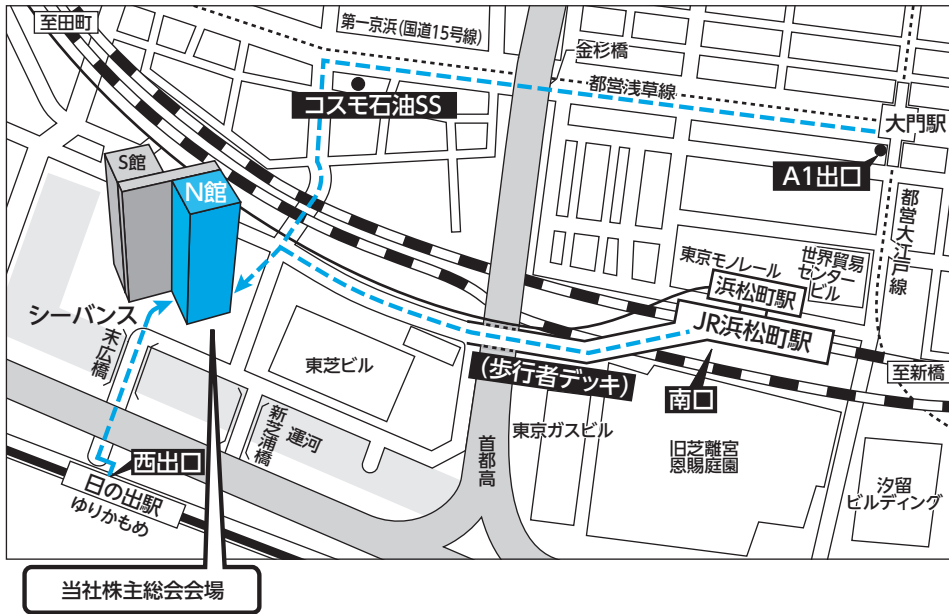
第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点における取締役6名のうち、社外取締役を除く5名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与として総額57.5百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する具体的な金額、支給時期および方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

第121回定時株主総会会場ご案内



会場：東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館
兼松株式会社 東京本社2階会議室
電話 03-5440-8111

交通機関

JR・モノレール「浜松町駅」 **南口**より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）
都営地下鉄「大門駅」 **A1**出口より徒歩約15分
ゆりかもめ「日の出駅」 **西出口**より徒歩約5分

●車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。